

各位

平成27年4月1日改定・実施の日本卓球ルール（改定概要）

公益財団法人日本卓球協会

平成26年9月1日の国際卓球連盟のルール改定を受け、国内のルール改定を行います。また、一部国内解釈等に関する文言修正も行います。

(注)・波線のアンダーラインは、国際卓球連盟（ITTF）が2014年に新設・変更・追加したことを示す。

・二重線のアンダーラインは、日本卓球協会が2015年（平成27年）版で修正したことを示す。

・一重線のアンダーラインは、日本卓球ルール（国際ルールとは異なる）部分を示す。

・※は、条文ではなく今回の変更に伴う説明。

1. 条文

第1章 基本ルール

1.4 ラケット

1.4.4 ラバーは、ラケット本体の外周いっぱいまで、しかも外にはみ出ないように覆うものとする。ただし、柄に最も近い指によって握られる部分は、被覆されなくても、またいかなる材料で被覆されていてもよい。

※「柄にもっとも近い部分及び指によって握られる部分」の解釈修正のため。

1.5 定義

1.5.14 全文削除。1.5.15を1.5.14に項目番号繰り上げ。

1.6 サービス

1.6.1 サーバーは、フリーハンドの手のひらを開き、その上につかむことなく自由に転がる状態でボールをのせ、静止させる。この状態からサービスは開始される。

※「手のひらを開き」に続く「平らにし」を削除（国内文言修正）

1.6.3 サーバーは、ボールが落下する途中を打つものとし、そのボールが最初に自領コートに触れた後、レシーバーのコートに直接接触するように打球する。ダブルス競技では、そのボールが最初にサーバーのライトハーフコートに触れ、続いてレシーバーのライトハーフコートに触れなければならない。

※「自領コートに触れ、」以降の「次いでネットアセンブリを越えるかまたはう回し」を削除。

1.7 リターン

1.7.1 相手競技者からサービスまたはリターンされたボールは、直接あるいはネットアセンブリに触れた後に相手コートに触れるように打たなければならない。

※「リターンされたボールは、」以降の「ネットアセンブリを越えまたはう回して通過し、」を削除。

1.9 レット

1.9.1.1 サービスの際、正しく出されたサービスがサーバーのコートでバウンドした後、ネットアセンブリに触れて相手コートに入った場合、あるいはネットアセンブリに触れたボールが、レシーバー（またはパートナー）によって「オブストラクション」された場合。

※「バウンドした後、」以降の「ボールがネットアセンブリを越えまたはう回して通過する時に」を削除。

1.10 ポイント

1.10.1.5 相手競技者の打ったボールが、ネット（の網）、ネットとネットの支柱の間、あるいはネットとプレーイングサーフェスの間を通過した場合。

※以降、項目番号を繰り下げ。

1.10.1.15 ダブルスの組のうち少なくとも競技者の一人が、身体的障害により車椅子を使用している場合、相手競技者の車椅子の一部あるいは立位の競技者の足がセンターラインの延長線を越えた場合。

第2章 競技ルール

2.2.1 認可及び承認

2.2.1.4.3.6 ラバーは、公認マークやメーカーの商標・ロゴ等が、ラケットの柄に最も近く、はっきり見えるように貼らなければならない。打球面に貼るラバーは柄を除く全面に貼るものとするが、指の当たる部分を避けて貼ることができる。またラバーの指の当たる部分がわずかに損傷した場合については、審判長が打球に影響がないと判断した場合のみ、そのまま使用できる。

※英訳の修正

2.2.2.9 対戦する競技者または組の競技者の、競技用シャツは、互いに区別ができる程度に異なった特徴を持つものでなければならない。ただし、特別な試合で審判長が必要と認めた場合には、観客が容易に識別できる程度に異なった色の競技用シャツで競技しなければならない。

※「競技用シャツ」に続く「、ショーツまたはスカート」を削除

2.2.4 ラケットコントロール

2.2.4.4 主要な大会では、審判長が定めた方法により通常マッチ前に、ITTF、JTТА公認の検査器を用いたラケット検査が行われる。マッチ前の検査で基準を超える揮発性有機溶剤が検知された場合、そのラケットは使用できない。マッチ後の検査で競技者のラケットに基準を超える揮発性有機溶剤が検知された場合には、その競技者に対してそのマッチのみの負けが宣告される。同じ大会で同一競技者のラケットについてラケット検査で2回揮発性有機溶剤が検知された場合、その競技者はその大会のそれ以降のマッチに出場できない失格処分とされる。ラケット検査で、競技者のラケットに基準を超える揮発性有機溶剤が検知された場合、その競技者の氏名が所属加盟団体に報告される。

※文言「またはマッチ後」及び「マッチ後」の削除

2.2.4.9 全ての競技者には、希望すれば、マッチ前にペナルティーの科せられない自主（ボランティア）検査を受ける権利が与えられている。

※文言の修正

2.2.5 広告とマーケティング

2.2.5.6 テーブル天板の各半面の各サイドの側面に1ヶ所ずつ及び各エントの側面に1ヶ所ずつ製造業者やメーカーの名前やロゴの恒久的な広告と、それ以外に一時的な広告をつけることができるが、それぞれの広告の全長は60cm以下でなければならない。一時的な広告は、恒久的な広告とは明らかに離れた位置につけるものとし、他の卓球用具メーカーの広告であってはならない。また、テーブルの製造業者やメーカーの広告・ロゴ・名前、及びテーブルの名前は、大会のタイトルスポンサーである場合を除いて、天板を支える脚や台につけることはできない。

※文言の整理・修正

2.3.2 主審、副審、ストロークカウンター

2.3.2.5.2 「サービスがその他の点では正規なものであるとき、ボールがネットアSEMBリに触れた」という判定。

※「ボールが」に続く「ネットを越えるかう回する時に」を削除

2.4.2 用具

2.4.2.1.1 競技者が競技領域に来る前に1個以上のボールを選択する機会を競技者に与えなければならない。マッチは、競技者によって選択されたボールで行われなければならない。

2.4.2.1.2 競技者が競技領域に来る前にボールが選択されていない場合、あるいは競技者双方の間で使用するボールについて合意できない場合は、指定されたボールの入っている箱の中から、主審が無作為に1個のボールを選び、そのボールでマッチは行われなければならない。

2. 公布年月日

平成27年1月1日

3. 改定年月日

平成27年4月1日

以上